



第11回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年3月26日（木曜日）
午前10時 開会
(当日は、午前9時30分より受付を開始いたします。)

開催場所

東京都台東区上野三丁目24番6号
上野フロンティアタワー 14階 当社大会議室

議 案

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役7名選任の件

【目 次】

第11回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
・ 事業報告	20
・ 連結計算書類	41
・ 計算書類	43
・ 監査報告書	45

証券コード 7814
2026年3月6日
(電子提供措置の開始日) 2026年2月26日

株 主 各 位

東京都台東区上野三丁目24番6号
株式会社日本創発グループ
代表取締役社長 藤 田 一 郎

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.jcpg.co.jp/ir/mat/meeting/2025/000966.html>



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/7814/teiji/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、銘柄名（日本創発グループ）または証券コード（7814）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



また、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月25日（水曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時

2026年3月26日（木曜日）午前10時
（午前9時30分より受付を開始いたします。）
2. 場 所

東京都台東区上野三丁目24番6号
上野フロンティアタワー 14階 当社大会議室
3. 目的事項
報告事項

1. 第11期（自2025年1月1日 至2025年12月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第11期（自2025年1月1日 至2025年12月31日）計算書類報告の件
- 決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）4名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役7名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書に賛否の意思表示がない場合の取扱い

各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- ① 事業報告の「会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無に関わらず、株主の皆さまに電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りしております。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を、上記各ウェブサイトに掲載させていただきます。その他、株主さまへのご案内事項につきましても、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.jcpj.co.jp/>）に掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年3月26日（木曜日）
午前10時（受付開始:午前9時30分）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月25日（水曜日）
午後5時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年3月25日（水曜日）
午後5時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX年XX月XX日

議決権行使書用紙のデザインコード

〇〇〇〇〇〇〇

ここに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

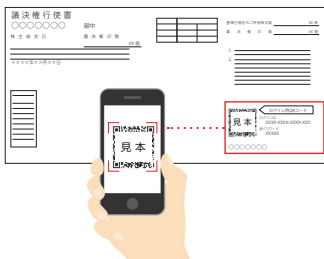
- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

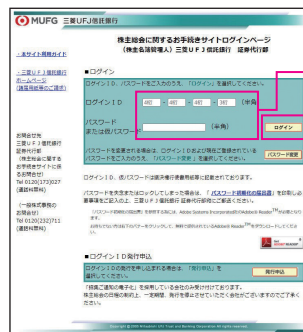
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第 1 号議案 取締役（監査等委員であるものを除く） 4 名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ）藤田一郎氏、鈴木隆一氏、坂下毅氏、佐々木裕彦氏及び井戸剛氏の 5 名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会において機動的に意思決定が行えるように 1 名減員し、取締役 4 名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	属性
1	ふじ とう いち ろう 藤 田 一 郎	代表取締役社長	再任
2	すず き りゅう いち 鈴 木 隆 一	取締役	再任
3	さ さ き ひろ ひこ 佐々木 裕 彦	取締役	再任
4	い ど たけし 井 戸 剛	取締役	再任

再任 再任取締役候補者

1

ふじ た いち ろう
藤 田 一 郎
(1 9 6 6 年 2 月 1 6 日 生) 6 0 歳

取締役在任年数…………… 9年
(本総会終結時)
所有する当社株式数…… 781,504株
取締役会出席状況………… 34回／34回中

再任

[略歴、地位及び担当]

1990年 4 月 野村證券株式会社 (現 野村ホールディングス株式会社) 入社
2001年 4 月 シダックス株式会社 取締役
2002年 4 月 同社 常務取締役
2007年 4 月 大新東株式会社 顧問
2007年 6 月 同社 代表取締役副社長
2010年 3 月 クラウドゲート株式会社 代表取締役
2016年 6 月 京都きもの友禅株式会社 取締役
2016年12月 当社入社 顧問
2017年 3 月 当社 代表取締役社長(現任)

[重要な兼職状況]

- ・ 株式会社グレートインターナショナル 代表取締役会長
- ・ 株式会社ワン・パブリッシング 代表取締役
- ・ 株式会社STUDIO ARC 代表取締役

[取締役候補者とした理由]

藤田一郎氏は、2017年 3 月30日に当社代表取締役社長に就任以降、当社グループの経営を担い、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と、経営全般における豊富な知見と経験は、さらなる取締役会の機能強化やグループ全体のガバナンス強化に資するものであります。

今後の当社の企業価値拡大と持続的成長を確実なものにするためには、同氏のリーダーシップの下で引き続き経営にあたるのが妥当であると判断し、取締役候補者としてしました。

なお、本議案が承認された場合、本総会終結後に開催される取締役会において当社の代表取締役社長に再任される予定です。

[当社との間の特別の利害関係]

記載すべき事項はありません。

(1 9 6 7 年 2 月 1 4 日 生) 5 9 歳

取締役在任年数……………

11年2か月
(本総会終結時)

所有する当社株式数……

—

取締役会出席状況…………

34回／34回中

再任

[略歴、地位及び担当]

1990年 8 月 東京リスマチック株式会社 入社
 1995年 3 月 同社 常務取締役
 1995年12月 同社 代表取締役社長
 2008年10月 株式会社ＴＫＯ 代表取締役社長(現任)
 2015年 1 月 当社 代表取締役社長
 2017年 3 月 当社 代表取締役副社長
 2017年11月 当社 取締役副社長
 2018年 3 月 当社 取締役(現任)

[重要な兼職状況]

- ・ 株式会社鈴木松風堂 代表取締役社長
- ・ 株式会社ＴＫＯ 代表取締役社長

[取締役候補者とした理由]

鈴木隆一氏は、当社の前身である東京リスマチック株式会社の代表取締役社長を長年務め、持株会社へ移行後も2017年11月まで当社の代表取締役として、当社グループの経営を担い、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と、経営全般における豊富な知見と経験を有し、今後においても、当社グループの企業価値拡大と持続的成長において中心的な役割を担う人材であり、引き続き取締役として適任と判断いたしました。

[当社との間の特別の利害関係]

記載すべき事項はありません。

3

さ さ き ひろ ひこ
佐 々 木 裕 彦
(1 9 7 0 年 2 月 1 日 生) 5 6 歳

取締役在任年数…………… 9ヶ月
(本総会終結時)
所有する当社株式数……… –
取締役会出席状況…………… 13回／13回中

再任

[略歴、地位及び担当]

1995年 6月 ニューヨーク市立大学バブルーク校 MBA終了(マーケティング専攻)
1995年 7月 株式会社電通国際情報サービス(現 株式会社電通総研)米国法人iSi-Dentsu of America, Inc. 入社
1997年10月 米国法人Netyear Group, Inc. (iSi-Dentsu of America, Inc.子会社) 創業参画
2000年 2月 ネットイヤーグループ株式会社 転籍
2003年 8月 同社 取締役SIPS(Strategic Internet Professional Service)事業部長
2021年 6月 同社 代表取締役社長CEO
2023年 7月 DwwL株式会社 代表取締役(現任)
2025年 3月 株式会社DNTI 代表取締役
2025年 7月 同社 代表取締役社長(現任)
2025年 7月 当社 取締役(現任)

[重要な兼職状況]

- ・株式会社DNTI 代表取締役社長
- ・DwwL株式会社 代表取締役

[取締役候補者とした理由]

佐々木裕彦氏は、経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、また、長年にわたるIT業界・マーケティング全般において専門的な知識・経験等を有しており、幅広い視点からの当社グループの企業価値向上と持続的成長に資する人材と判断し、引き続き取締役として適任と判断いたしました。

[当社との間の特別の利害関係]

記載すべき事項はありません。

(1969年6月15日生) 56歳

たけし

取締役在任年数……………

1年

(本総会終結時)

所有する当社株式数……

858,400株

取締役会出席状況…………

26回/26回中

再任

【略歴、地位及び担当】

1993年 4 月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行

1997年 1 月 不二印刷株式会社(現 株式会社フジプラス) 入社

2000年 7 月 同社 常務取締役

2007年 1 月 同社 代表取締役社長

2025年 3 月 当社 取締役(現任)

【重要な兼職状況】

・株式会社フジプラス・ワン 代表取締役社長

・株式会社アイディーオー・コーポレーション 代表取締役

【取締役候補者とした理由】

井戸剛氏は、経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、また、長年にわたる印刷関連業界での専門的な知識・経験等を有しており、幅広い視点からの当社グループの企業価値向上と持続的成長に資する人材と判断し、引き続き取締役として適任と判断いたしました。

【当社との間の特別の利害関係】

記載すべき事項はありません。

【取締役候補者に関する特記事項】

取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と間で締結しており、これにより、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、当該保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各取締役候補者の選任が承認された場合には、いずれの取締役も当該保険の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役瀬島仁志氏、寺田正主氏、篠崎祥子氏、儘田佳代子氏、山下あや氏、三好真由美氏及び濱谷美穂氏の7名が任期満了となりますので、監査等委員である取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位			
1	瀬島仁志	社外取締役[常勤監査等委員]	再任	社外	独立
2	寺田正主	社外取締役[監査等委員]	再任	社外	独立
3	篠崎祥子	社外取締役[監査等委員]	再任	社外	独立
4	儘田佳代子	社外取締役[監査等委員]	再任	社外	独立
5	山下あや	社外取締役[監査等委員]	再任	社外	独立
6	三好真由美	社外取締役[監査等委員]	再任	社外	独立
7	濱谷美穂	社外取締役[監査等委員]	再任	社外	独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

瀬 島 仁 志

(1 9 5 8 年 1 月 1 4 日 生) 6 8 歳

社外取締役在任年数…… 6 年
(本総会終結時)

所有する当社株式数……

—

取締役会出席状況……

34回／34回中

監査等委員会出席状況…

13回／13回中

再 任

[略歴、地位及び担当]

社 外 独 立

1981年 4月 株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行
1997年10月 同行 国際営業部部長代理
2000年 8月 同行 プロジェクトファイナンス営業部米州プロジェクトファイナンス室次長
2002年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行(現 株式会社みずほ銀行) 米州非日系営業第2部次長
2004年 5月 同行 パリ支店支店長
2008年 4月 同行 国際法人営業部長
2010年 8月 みずほ総合研究所株式会社(現 みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社) 上席執行役員コンサルティング部長
2019年 4月 同社 上席執行役員コンサルティング事業本部コンサルティング第2部長
2020年 3月 当社 社外取締役[常勤監査等委員](現任)

[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

瀬島仁志氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は、金融機関における主に欧米において長年の豊富な国際経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、引き続き当該知見を活かして監査等委員である社外取締役として当社経営に参画いただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資する役割を担っていただくことを期待したためであります。また、当社と特別の利害関係もなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

[当社との間の特別の利害関係]

記載すべき事項はありません。

2

てら だ まさ ゆき
寺 田 正 主

(1 9 7 9 年 1 月 1 5 日 生) 4 7 歳

社外取締役在任年数…… 8 年 4 か月
(本総会最終時)
所有する当社株式数…… —
取締役会出席状況…… 34回／34回中
監査等委員会出席状況… 13回／13回中

再 任
社 外
独 立

[略歴、地位及び担当]

2001年 8月 株式会社三陽商会 入社
2007年 3月 明治学院大学法科大学院 修了
2008年 9月 司法試験合格
2010年 4月 弁護士名簿登録 浅沼・杉浦法律事務所 入所
2012年 5月 学校法人麻布学園 評議員(現任)
2017年 7月 寺田法律事務所設立 代表
2017年11月 当社 社外取締役[監査等委員](現任)
2019年 1月 石川・寺田綜合法律事務所(現 寺田法律事務所) 共同代表
2026年 2月 寺田法律事務所 代表(現任)

[重要な兼職状況]

・ 寺田法律事務所 代表

[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

寺田正主氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は、会社経営に携わった経験はありませんが、弁護士として専門性の高い知識、豊富な経験と幅広い見識を有しており、引き続き当該知見を活かして、監査等委員である社外取締役として、企業法務の専門的な立場から、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことで、当社の経営の監査及び監督機能の強化に資する役割を担っていただくことを期待したためであります。また、当社と特別の利害関係もなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

[当社との間の特別の利害関係]

記載すべき事項はありません。

しの ざき しょう こ
篠 崎 祥 子

(1983年11月7日生) 42歳

社外取締役在任年数…… 8年4か月
(本総会終結時)

所有する当社株式数……

—

取締役会出席状況……

33回／34回中

監査等委員会出席状況…

12回／13回中

再 任

[略歴、地位及び担当]

社 外
独 立

2006年 4月 エイボン・プロダクツ株式会社(現 エフエムジー&ミッション株式会社) 入社

2011年12月 株式会社ダイアナ 入社

2012年10月 株式会社フードコスメ入社 広報部長兼マーケティング部長

2012年12月 株式会社アイケイ(現 株式会社I Kホールディングス 株式会社フードコスメ親会社) 広報部長兼マーケティング部長 兼職

2016年 7月 エスヴィータ株式会社設立 代表取締役社長(現任)

2017年11月 当社 社外取締役[監査等委員](現任)

2021年11月 株式会社アイドマ・ホールディングス 社外取締役

[重要な兼職状況]

・ エスヴィータ株式会社 代表取締役社長

[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

篠崎祥子氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は、オランダ エラスムス・ロッテルダム大学で学び、国際的に展開する企業のブランディング戦略の専門家であり、女性起業家として独立したのちは、数多くの企業の海外戦略に携わっており、当社が属する業界に関しても幅広い見識を有しており、引き続き当該知見を活かして監査等委員である社外取締役として当社経営に参画いただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資する役割を担っていただくことを期待したためであります。また、当社と特別の利害関係もなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

[当社との間の特別の利害関係]

記載すべき事項はありません。

4

ま ま だ か よ こ
儘 田 佳 代 子
(1 9 6 3 年 6 月 2 0 日 生) 6 2 歳

社外取締役在任年数…… 6年2か月
(本総会終結時)
所有する当社株式数…… –
取締役会出席状況…… 33回／34回中
監査等委員会出席状況… 12回／13回中

再 任
社 外
独 立

[略歴、地位及び担当]

1988年 9月 アーンスト アンド ヤング コンサルティング株式会社(現 E Y 税理士法人) 入社
1988年12月 税理士試験合格
2003年 8月 米国公認会計士試験合格
2003年 9月 千代田パートナーズ会計事務所 入所
2011年 1月 儘田佳代子税理士事務所 所長(現任)
2011年 7月 株式会社エクラコンサルティング 入社(現任)
2012年12月 宅地建物取引士試験合格
2014年 3月 1級ファイナンシャル・プランニング技能士試験合格
2020年 1月 当社 社外取締役[監査等委員](現任)

[重要な兼職状況]

・ 儘田佳代子税理士事務所 所長

[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

儘田佳代子氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は、会社経営に携わった経験はありませんが、税理士等の資格を有し長年税理士業務に携わっており、企業会計及び税務に関して専門性の高い知識、豊富な経験と幅広い見識を有しており、引き続き当該知見を活かして監査等委員である社外取締役として、会計税務の専門的な立場から、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資する役割を期待したためであります。また、当社と特別の利害関係もないことから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

[当社との間の特別の利害関係]

記載すべき事項はありません。

5

山下あや
(1978年5月20日生) 47歳

社外取締役在任年数…… 4年
(本総会終結時)
所有する当社株式数…… —
取締役会出席状況…… 34回／34回中
監査等委員会出席状況… 13回／13回中

再任

【略歴、地位及び担当】

社外

2001年 4月 株式会社ノエビア 入社

独立

2002年 4月 株式会社ベンチャー・リンク 入社

2004年11月 株式会社リクルートエイブリック(現 株式会社リクルート) 入社

2008年 5月 株式会社アイクリエイト 設立

同社 代表取締役(現任)

2022年 3月 当社 社外取締役[監査等委員](現任)

【重要な兼職状況】

・株式会社アイクリエイト 代表取締役

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

山下あや氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は、代表取締役としての会社経営の実績と、ブランドコンサルティング事業・マーケティング企画・実行支援など広告業界における豊富な知見と経験を有しており、当該知見を活かして監査等委員である社外取締役として当社経営に参画いただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資する役割を担っていただくことを期待したためであります。また、当社と特別の利害関係もなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

【当社との間の特別の利害関係】

記載すべき事項はありません。

6

三好真由美

(1978年3月28日生) 47歳

社外取締役在任年数…… 4年
(本総会終結時)
所有する当社株式数…… –
取締役会出席状況…… 34回／34回中
監査等委員会出席状況… 13回／13回中

再任

社外

独立

[略歴、地位及び担当]

2001年 4月 有限会社メガシステム 入社
2002年 1月 行政書士資格試験 合格
2011年11月 司法書士資格試験 合格
2012年10月 リブラ司法書士行政書士事務所(現 リブラ司法書士事務所) 所長(現任)
2016年 2月 株式会社エコシャイン 設立
同社 取締役(現任)
2022年 3月 当社 社外取締役[監査等委員](現任)
2024年 7月 東京ビザ専門行政書士法人 代表(現任)

[重要な兼職状況]

- ・リブラ司法書士事務所 所長
- ・東京ビザ専門行政書士法人 代表

[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

三好真由美氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は、取締役としての会社経営の実績と、司法書士等の資格を有し長年行政書士・司法書士業務に携わっており、企業法務に関して専門性の高い知識、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当該知見を活かして監査等委員である社外取締役として、企業法務の専門的な立場から、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことで、当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資する役割を期待したためであります。また、当社と特別の利害関係もないことから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

[当社との間の特別の利害関係]

記載すべき事項はありません。

はま や み ほ
濱 谷 美 穂

(1975年10月10日生) 50歳

社外取締役在任年数…… 2年
(本総会終結時)

所有する当社株式数……

—

取締役会出席状況……

34回／34回中

監査等委員会出席状況…

13回／13回中

再任

[略歴、地位及び担当]

社外

2002年11月 司法試験第2次試験合格

独立

2004年10月 弁護士名簿登録(東京弁護士会 入会)

2004年10月 由岐・豊崎・榎本法律事務所(現東京ブライト法律事務所) 入所(現任)

2018年 5月 日本弁護士連合会 嘱託(現任)

2024年 3月 当社 社外取締役[監査等委員](現任)

[重要な兼職状況]

・東京ブライト法律事務所

[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

濱谷美穂氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は、会社経営に携わった経験はありませんが、弁護士として専門性の高い知識、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当該知見を活かして、監査等委員である社外取締役として、企業法務の専門的な立場から、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことで、当社の経営の監査及び監督機能の強化に資する役割を担っていただくことを期待したためであります。また、当社と特別の利害関係もなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

[当社との間の特別の利害関係]

記載すべき事項はありません。

【監査等委員である取締役候補者に関する特記事項】

① 監査等委員である取締役候補者との責任限定契約の内容の概要

瀬島仁志氏、寺田正主氏、篠崎祥子氏、儘田佳代子氏、山下あや氏、三好真由美氏及び濱谷美穂氏と当社との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

② 監査等委員である取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と間で締結しており、これにより、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、当該保険の保険料は、当社が全額を負担しております。各監査等委員である取締役候補者の選任が承認された場合には、いずれの取締役も当該保険の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

③ 当社は、監査等委員全員を株式会社東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり各監査等委員である取締役候補者の選任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

以上

(ご参考) 本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりであります。

	企業 経営	関連 業界・ 事業 専門性	財務 戦略	M & A ・ P M I	企業 法務 ・ ガバナンス	企画 ・ マーケテ ィング	金融	リスク 管理	グローバ ルビジネ ス・ 国際 経験	サステナ ビリティ ・ E S G	I T ・ D X
代表取締役 藤田 一郎	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
取締役 鈴木 隆一	●	●	●	●	●	●	●	●			●
取締役 佐々木裕彦	●	●	●	●		●	●	●			●
取締役 井戸 剛	●	●	●	●		●	●	●			●
社外取締役 瀬島 仁志			●	●	●		●	●	●		
社外取締役 寺田 正主					●			●			
社外取締役 篠崎 祥子	●					●			●		
社外取締役 菅波 希衣子	●				●			●			
社外取締役 儘田 佳代子			●					●			
社外取締役 山下 あや	●					●				●	
社外取締役 三好 真由美	●				●			●	●		
社外取締役 濱谷 美穂					●			●			

事業報告 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年1月1日～2025年12月31日）における我が国経済は、物価上昇や人手不足による設備投資の遅延、個人消費等に足踏みがみられたものの、雇用・所得環境の改善、インバウンド需要の増加、各種政策の効果によるサービス消費の回復、企業業績が好調に持続するなど、景気は緩やかな回復基調が続きました。一方、世界的なインフレ率の高止まりによる金融引き締めが継続している状況、不動産市場の停滞による中国経済の停滞継続に伴う影響などが国内景気の下押しリスクとなっており、円安の影響により建設資材や食品などの物価が上昇し消費抑制が懸念されています。また、長引くウクライナ紛争や中東情勢に加え、日中の政治関係などの不安定な国際情勢が続いており、アメリカ合衆国の関税強化等の自国第一主義的政策動向により世界の交易環境が変化する不安が広がり、金融資本市場も混乱するなど、先行き不透明な状況が続きました。

当社企業グループの事業の環境につきましては、電気・ガスの燃料、紙やインクなどを含めた原材料価格は未だ高水準で推移する厳しい状況が続きました。一方、インバウンド需要やサービス消費が順調に回復し、企業広告活動は継続して活性化の動きが見られ、販促ツール・サービスの需要が増加いたしました。当社企業グループは、お客様により付加価値の高いサービスを提供するため、事業環境の変化や事業戦略に基づき将来の成長分野に事業資産を機動的に集中させております。当連結会計年度において、印刷関連事業分野では、関西地域にて印刷事業を展開する株式会社フジプラス、クリアホルダーの印刷を手掛ける株式会社シルキー・アクト、シール印刷の製造設備において規模の大きい株式会社サンメック、紙管と紙管状の円形パッケージ製造を手掛ける株式会社鈴木松風堂が連結子会社として参画しました。また、ITメディア セールスプロモーション分野では、中国にてオフショア開発拠点を持ち、顧客の事業価値向上を目的としたITシステムの設計コンサルを行う株式会社DNTIが連結子会社として参画しました。加えて、クリスタルの贈答記念品の製造を行う横浜マテリアル株式会社、卓上カレンダーの製造販売において多くの国内シェアを持つ株式会社トラスト、外国人モデルマネジメントを行うウエストマネジメント株式会社、主として食品サンプルの製造を行う株式会社日本サンプル、F R Pを利用したモニュメントと建築内外装材の製造を行う株式会社紋郎美術工房を子会社といたしました。また、事業の効率向上や営業活動の強化を目的にグループ内子会社の合併を一部進めております。さらに、不動産等経営資源の資産効率の向上及び財務体質の強化を図るため一部不動産の売却を行い、株主利益

還元として、第3四半期及び期末配当につきまして、普通配当に加えて特別配当を実施することといたしました。当社企業グループは、企画提案・製造・製作からメディアによる配信までをトータルでカバーできるユニークな企業体として、クリエイティブサービス事業の領域拡大に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の経営成績の状況は、売上高は869億87百万円（前連結会計年度比8.6%増）、営業利益は30億10百万円（前連結会計年度比30.8%減）、営業利益に減価償却費及びのれんの償却額を加えたEBITDAは53億22百万円（前連結会計年度比15.5%減）となりました。経常利益は、主に支払利息が前連結会計年度に比して2億89百万円増の5億36百万円、金融関連の支払手数料1億80百万円等の計上がありましたが、為替差益1億37百万円及び匿名組合投資利益2億46百万円等の計上により32億1百万円（前連結会計年度比23.8%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、主に固定資産売却益57億58百万円を計上したことにより65億30百万円（前連結会計年度比127.4%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、印刷製造設備を中心に、総額43億24百万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金、社債発行及び借入金で賄い、増資等による資金調達は行っておりません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

連結子会社株式会社美松堂、連結子会社宏和樹脂工業株式会社及び連結子会社株式会社プレシーズは、2025年1月1日を効力発生日として、株式会社美松堂を存続会社とする吸収合併を行い、宏和樹脂工業株式会社及び株式会社プレシーズは消滅したため連結の範囲から除外しております。

連結子会社株式会社funbox及び連結子会社株式会社スマイルは、2025年1月1日を効力発生日として、株式会社funboxを存続会社とする吸収合併を行い、株式会社スマイルは消滅したため連結の範囲から除外しております。

連結子会社大光宣伝株式会社及び連結子会社株式会社大宣工房は、2025年1月1日を効力発生日として、大光宣伝株式会社を存続会社とする吸収合併を行い、株式会社大宣工房は消滅したため連結の範囲から除外しております。

連結子会社田中産業株式会社及び連結子会社株式会社MGSは、2025年7月1日を効力発生日として、田中産業株式会社を存続会社とする吸収合併を行い、株式会社MGSは消滅したため連結の範囲から除外しております。

連結子会社株式会社リングストーン及び持分法適用非連結子会社カタオカプラセス株式会社は、2025年7月1日を効力発生日として、株式会社リングストーンを存続会社とする吸収合併を行い、カタオカプラセス株式会社は消滅したため持分法適用の範囲から除外しております。

連結子会社共同製本株式会社及び連結子会社株式会社美松堂は、2025年8月1日を効力発生日として、共同製本株式会社を存続会社とする吸収合併を行い、株式会社美松堂は消滅したため連結の範囲から除外しております。また、存続会社である共同製本株式会社は、同日付で株式会社美松堂に商号を変更しております。

連結子会社東京リスマチック株式会社及び連結子会社株式会社ソニックジャムは、2025年11月1日を効力発生日として、東京リスマチック株式会社を存続会社とする吸収合併を行い、株式会社ソニックジャムは消滅したため連結の範囲から除外しております。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年1月17日付で、株式会社DNTIの株式を株式の譲受及び第三者割当増資の募集株式引受により取得し、同社を連結子会社としております。

当社は、2025年4月2日を効力発生日として、株式会社フジプラスと株式交換を行い、同社を完全子会社とし連結子会社としております。

当社は、2025年4月2日付で、株式会社シルキー・アクトの株式を株式の譲受により取得し、同社を連結子会社としております。

連結子会社東京リスマチック株式会社は、2025年10月1日付で、株式会社サンメックの株式を株式の譲受により取得し、同社を連結子会社としております。

連結子会社日経印刷株式会社は、2025年10月3日付で、株式会社鈴木松風堂の株式を株式の譲受により取得し、同社を連結子会社としております。

(8) 対処すべき課題

当社企業グループが属するクリエイティブサービス業界においては、IoT、AI、ビッグデータ分析、シェアリングエコノミーモデルなど、高度なIT技術、進化した印刷技術、モバイルネットワークの高速化を含めたネットワーク環境の利便性向上に対応し4KディスプレイやVR機器等が普及するなか、クライアントがご要望されるクリエイティブの表現方法、表現技術、表現手段は、さらに多種・多様化するものと考えております。当社企業グループは、伝統的な印刷製造技術のみならず、什器等のプロダクトを含む多様なデザイン力、3D-CAD・3D-CGを軸とする映像クリエイティブ、立体音響、AR・VRを含むIT構築力を持つ企業の集合体であります。当社企業グループは、トータルで専門技術を保持しつつ、環境変化に応じて事業資産の配分を変更させることで企業間競争において優位性を維持しております。

こうした環境認識の下、当社企業グループの対処すべき課題は以下のとおりであります。

- ① グループ各社の役割と事業責任の明確化、また、経営の機動性を向上させ、効果的な経営資源の調達及び配分を行うことでグループ全体の企業価値の向上を図ってまいります。
- ② グループ各社が専門とする技術及びノウハウのさらなる向上を図るとともに、グループ各社の人材を含めたソリューションの連携強化、付加価値の高いサービスの開発、提供により顧客満足度の向上に取り組んでまいります。
- ③ 主力事業領域におけるシェア拡大、新規事業領域への挑戦、また不採算事業の改善等を、M&Aを含め機動的に取り組み、安定的な事業ポートフォリオの形成を目指してまいります。
- ④ 当社企業グループは事業拡大のため、人材の確保及び教育を重要な課題と認識しております。当社が中心となって、潜在能力の高い人材の獲得に向けて各種採用活動を進めるとともに、ワークライフバランスや教育を重視し、人材育成を積極的に進めてまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区分	第8期 2022年12月	第9期 2023年12月	第10期 2024年12月	第11期 (当連結会計年度) 2025年12月
売上高 (百万円)	64,416	74,846	80,100	86,987
経常利益 (百万円)	3,644	3,993	4,198	3,201
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,003	2,508	2,871	6,530
1株当たり当期純利益 (円)	41.54	50.94	58.92	139.01
総資産 (百万円)	67,771	75,552	75,103	85,058
純資産 (百万円)	12,736	15,866	15,992	21,283
1株当たり純資産額 (円)	254.68	307.67	329.85	437.98

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権 比率	主要な事業内容
■印刷			
日経印刷株式会社	80	99.37%	出版印刷、商業印刷
東京リスマチック株式会社	80	99.70%	商業印刷、サインディスプレイ、S P ツール企画制作
研精堂印刷株式会社	80	97.30%	商業印刷、サインディスプレイ、WEB 製作
株式会社美松堂	80	100%	出版印刷、商業印刷、製本業
株式会社アプライズ	80	99.38%	総合印刷、広告企画・制作、編集
田中産業株式会社	80	99.93%	クリアファイル、クリアパッケージ、オフセット大判印刷、金属容器の企画・製造・販売
株式会社小西印刷所	80	99.00%	印刷全般・クリエイティブ・システム開発
飯島製本株式会社	80	100%	上製製本、無線綴じ（雑誌）製本、中綴じ製本、カレンダー、メーラー
株式会社リングストーン	80	99.82%	合成樹脂製品の手提げ袋・包装資材の企画・製造・販売
株式会社大熊整美堂	80	100%	出版印刷
望月印刷株式会社	80	93.60%	印刷業、WEB・映像制作
株式会社Sakae Plus	80	70.00%	印刷用金版製造、印刷・加工版の販売
株式会社ハルプロモーション（注）2	15	100%	サインディスプレイの企画・制作・施工
株式会社フジプラス（注）1	80	100%	商業印刷
株式会社シルキー・アクト（注）1	80	100%	クリアファイル製造
株式会社サンメック（注）1	80	100%	シール・ラベル印刷業
株式会社鈴木松風堂（注）1	80	100%	紙筒、包装資材、化粧箱等の製造業
■ITメディアセールスプロモーション			
株式会社キャドセンター	80	99.80%	3DCG、デジタルコンテンツ制作
クラウドゲート株式会社	80	98.98%	ゲーム向け2D、3Dデジタルコンテンツ制作

会社名	資本金 (百万円)	議決権 比率	主要な事業内容
株式会社FIVESTARinteractive	80	99.17%	システム開発保守、WEBサービス、広告・宣伝に関する企画、制作及び出版業務、イベント・ピーアールに関する企画、制作及び運営
株式会社ポパル	80	99.50%	販売促進コンサルティング、特殊印刷
株式会社ダイヤモンドヘッズ	80	100%	広告宣伝の企画・立案・制作・実施、ラジオ・テレビ番組・催し物の企画・立案・制作・実施、WEBデザイン他インターネット関連のデザイン業務、デジタルコンテンツの企画・開発・制作・販売、衣料品、衣料雑貨品の企画・製造・販売
株式会社バークインスタイル	80	100%	モデルのマネジメント及びプロモート業務、講習会、セミナー、イベント等の企画及び運営、出版物の企画、編集、発行及び販売
株式会社ワン・パブリッシング	80	100%	雑誌書籍出版・WEBメディア・コンテンツマーケティング
プリンティングイン株式会社	80	99.00%	同人誌、美術印刷、ギャラリー運営
ジャパンプロードキャストソリューションズ株式会社	80	80.00%	映像・音響・情報システム、ネットワーク、ソフトウェア、コンテンツの企画、設計、開発及び運営、保守業務、映像・音響・情報機器並びにこれらに関連する付属品・古物の輸出、輸入、販売、取付及びレンタル
大光宣伝株式会社	80	100%	屋外広告、交通広告を中心とした各種広告事業
株式会社グレートインターナショナル	80	100%	クリエイティブ制作
株式会社アスコム	80	98.73%	ビジネスや経済、健康、教養、生活実用等の書籍出版事業
株式会社STUDIO ARC	80	100%	写真撮影全般及び写真関連商品の販売
アイ・ディー・エー株式会社	80	100%	企業向け多言語翻訳、多言語カタログ・マニュアル・WEBサイト制作
株式会社アエックス (注) 2	80	100%	CGを使用した映像の企画制作・自社コンテンツの企画制作とその管理
株式会社DNT I (注) 1	80	100%	経営・業務・ITに関するコンサルティング、システムインテグレーションサービス

会社名	資本金 (百万円)	議決権 比率	主要な事業内容
■ プロダクツ			
株式会社funbox	80	99.75%	ファンシー、キャラクター文具、雑貨の企画・製造、ガチャ、カプセルトイ販売レンタル、のぼり、幕、旗、タペストリー等の繊維製品の企画製造
株式会社メディコス・エンタテインメント	80	100%	フィギュア企画、製作、製造
株式会社コロレ	80	100%	袋物の企画・製造・販売
株式会社エヌビー社	80	100%	便箋、封筒、金封や、オリジナル文具の製造販売
新日本工芸株式会社	80	100%	縁起物、授与品の製造・販売
株式会社笑風 (注) 3	80	99.80%	和雑貨の企画・製造・販売、店舗運営

- (注) 1. 当連結会計年度中に新たに連結子会社となった会社であります。
2. 当連結会計年度期初より持分法適用から連結の範囲へ変更となった会社であります。
3. 2025年12月3日付で商号を株式会社エム・ピー・ビーから株式会社笑風へ変更しております。

(11) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

当社企業グループは、当社と子会社59社（連結子会社39社、非連結子会社20社）及び関連会社11社で構成され、「クリエイティブをサポートする企業集団」として、クリエイティブサービス事業を営んでおります。

(12) 主要な事業所（2025年12月31日現在）

- ① 当社 東京都台東区
- ② 子会社

会社名		所在地
■印刷		
日経印刷株式会社	本社	東京都千代田区
	工場	東京都板橋区、北区、長野県中野市
東京リスマチック株式会社	本社	東京都千代田区
	事業所	東京都千代田区、港区、渋谷区、新宿区 計7ヶ所
	工場	東京都板橋区4ヶ所、埼玉県戸田市2ヶ所、江東区、さいたま市桜区、埼玉県入間郡各1ヶ所
研精堂印刷株式会社	本社・工場	岡山市北区
	営業所	東京都千代田区、東京都多摩市
株式会社美松堂	本社	東京都千代田区
	工場	茨城県つくば市、埼玉県比企郡、東京都板橋区
株式会社アプライズ	本社	浜松市中央区
	工場	静岡県磐田市
	営業所	静岡県葵区、静岡県磐田市、愛知県豊橋市、東京都港区
田中産業株式会社	本社	さいたま市中央区
	営業所	大阪市西区
	工場	さいたま市中央区、埼玉県上尾市、茨城県坂東市
株式会社小西印刷所	本社・工場	兵庫県西宮市
	営業所	大阪市北区、東京都港区
飯島製本株式会社	本社	名古屋市中区
	工場	愛知県豊田市、大阪府八尾市、岐阜県恵那市、愛知県愛知郡各1ヶ所
株式会社リングストーン	本社	東京都江東区
	工場	茨城県行方市、千葉県柏市
株式会社大熊整美堂		東京都荒川区
望月印刷株式会社		さいたま市大宮区
株式会社Sakae Plus		大阪市城東区
株式会社ハルプロモーション (注) 2		東京都江東区
株式会社フジプラス (注) 1	本社	大阪市北区
	支店	東京都港区
	工場	兵庫県伊丹市
株式会社シルキー・アクト (注) 1		東京都北区

会社名		所在地
株式会社サンメック (注) 1	本社・工場	新潟市西区
	営業所	東京都台東区
株式会社鈴木松風堂 (注) 1	本社	京都市南区
	工場	京都市南区、滋賀県甲賀市、福井県福井市
■ I T セールスプロモーション		
株式会社キャドセンター	本社	東京都港区
	営業所	大阪市西区
クラウドゲート株式会社		東京都台東区
株式会社FIVESTARinteractive		東京都中央区
株式会社ポパル	本社	東京都豊島区
	営業所	東京都台東区、東京都新宿区
株式会社ダイヤモンドヘッズ		東京都港区
株式会社バークインスタイル		東京都渋谷区
株式会社ワン・パブリッシング		東京都港区
プリンティングイン株式会社		東京都武蔵野市
ジャパンブロードキャストソリューションズ株式会社		大阪市西区、大阪市中央区、大阪市淀川区、東京都港区
大光宣伝株式会社	本社・工場	奈良県生駒市
	営業所	大阪市西区
株式会社グレートインターナショナル		東京都港区
株式会社アスコム		東京都港区
株式会社STUDIO ARC	本社	堺市北区
	営業所	東京都港区
	店舗	大阪市中央区、堺市美原区、堺市北区、堺市西区(2店舗)、堺市堺区、大阪府泉佐野市、大阪府枚方市、大阪府松原市、大阪府門真市、神戸市中央区、兵庫県西宮市、京都府久世郡、和歌山県和歌山市、愛知県安城市、東京都渋谷区、東京都墨田区、東京都江東区、東京都中央区、東京都立川市、横浜市中区、横浜市都筑区、神奈川県相模原市、神奈川県平塚市、千葉県松戸市 計25店舗
アイ・ディー・エー株式会社	本社	大阪市北区
	営業所	東京都港区
株式会社アエックス (注) 2		大阪市中央区
株式会社DNT I (注) 1		東京都台東区

会社名		所在地
■プロダクツ		
株式会社funbox	本社	東京都千代田区
	工場	愛知県刈谷市
	物流センター	愛知県安城市
	営業所	大阪市西区
株式会社メディコス・エンタテインメント		東京都千代田区
株式会社コロレ		東京都中央区
株式会社エヌビー社	本社	東京都荒川区
	配送センター	東京都足立区
新日本工芸株式会社	本社	茨城県水戸市
	営業所	仙台市太白区
株式会社笑風 (注) 3		京都市南区

- (注) 1. 当連結会計年度中に新たに連結子会社となった会社であります。
2. 当連結会計年度期初より持分法適用から連結の範囲へ変更となった会社であります。
3. 2025年12月3日付で商号を株式会社エム・ピー・ビーから株式会社笑風へ変更しております。

(13) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
4,038名	462名増

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は含んでおりません。
2. 当社企業グループはクリエイティブサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
74名	14名減	47.3歳	15.5年

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者は含んでおりません。
2. 平均勤続年数は、関係会社からの出向者は出向元での勤続年数を含んでおります。
3. 当社の事業は、クリエイティブサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(14) 主要な借入先の状況（2025年12月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	16,750
株式会社三井住友銀行	10,450
株式会社三菱UFJ銀行	4,700

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2025年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 160,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 51,000,000株
 (3) 株主数 10,822名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
株式会社ＴＫＯ	17,340	36.61
日本創発グループ従業員持株会	3,489	7.37
中田 久士	1,213	2.56
林 基史	1,000	2.11
仲田 広道	960	2.03
井戸 剛	858	1.81
藤田 一郎	781	1.65
株式会社アイディーオー・コーポレーション	671	1.42
竹井 泰弘	420	0.89
飯島 浩司	400	0.84

（注）１．当社は自己株式3,640,265株を保有しておりますが、上記大株主には記載しておりません。

２．持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いた株式数を基準に算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）	187,100株	1名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4 (4) ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2025年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤田 一郎	株式会社グレートインターナショナル 代表取締役会長 株式会社ワン・パブリッシング 代表取締役 株式会社STUDIO ARC 代表取締役
取締役	鈴木 隆一	株式会社鈴木松風堂 代表取締役社長 株式会社T K O 代表取締役社長
取締役	佐々木 裕彦	株式会社DNT I 代表取締役社長 Dww I株式会社 代表取締役
取締役	井戸 剛	株式会社フジプラス・ワン 代表取締役社長 株式会社アイディーオー・コーポレーション 代表取締役
取締役	坂下 毅	
取締役(監査等委員・常勤)	瀬島 仁志	
取締役(監査等委員)	寺田 正主	弁護士 寺田法律事務所 代表
取締役(監査等委員)	篠崎 祥子	エスヴィータ株式会社 代表取締役社長
取締役(監査等委員)	菅波 希衣子	ワッティー株式会社 代表取締役社長
取締役(監査等委員)	儘田 佳代子	儘田佳代子税理士事務所 所長
取締役(監査等委員)	山下 あや	株式会社アイクリエイト 代表取締役
取締役(監査等委員)	三好 真由美	リブラ司法書士事務所 所長 東京ビザ専門行政書士法人 代表
取締役(監査等委員)	濱谷 美穂	弁護士 東京ブライト法律事務所

- (注) 1. 井戸剛氏は、2025年3月27日開催の当社第10回定時株主総会において、当社の取締役に新たに選任され就任いたしました。
2. 佐々木裕彦氏は、2025年6月24日開催の当社臨時株主総会において、当社の取締役に新たに選任され、2025年7月1日付で当社の取締役に就任いたしました。
3. 藤田一郎氏は、上記以外に株式会社ジー・ワン、株式会社アエックス、株式会社ゴーゴープロダクション、大光宣伝株式会社、株式会社F i v e f o r の取締役を兼務しております。
4. 鈴木隆一氏は、上記以外に飯島製本株式会社、株式会社メディコス・エンタテインメント、株式会社DNT I、株式会社笑風、株式会社紋郎美術工房の取締役を兼務しております。
5. 取締役（監査等委員）は、全員社外取締役であります。また、全員が東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。

6. 取締役（監査等委員）全員は、以下のとおり、財務会計、企業法務及び企業経営に関する知見と経験を有しております。
- 1) 取締役（監査等委員）瀬島仁志氏は、金融機関での主に欧米における長年にわたる豊富な国際経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その知見に基づいた豊富なコンサルティング業務に関する経験を有しております。
 - 2) 取締役（監査等委員）寺田正主氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 3) 取締役（監査等委員）篠崎祥子氏は、他社において代表取締役社長として会社経営の実績があり、会社経営に関する豊富な経験と、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4) 取締役（監査等委員）菅波希衣子氏は、他社において代表取締役社長として会社経営の実績があり、会社経営に関する豊富な経験と、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5) 取締役（監査等委員）儘田佳代子氏は、過去に企業経営に関与された経験はありませんが、税理士・米国公認会計士であり、企業会計に関しての高い専門性と豊富な経験を有しております。
 - 6) 取締役（監査等委員）山下あや氏は、他社において代表取締役として会社経営の実績があり、会社経営に関する豊富な経験と、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 7) 取締役（監査等委員）三好真由美氏は、司法書士、行政書士であり、また、他社において取締役として会社経営の実績があり、会社経営に関する豊富な経験と、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 8) 取締役（監査等委員）濱谷美穂氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士としての専門性の高い知識、豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、監査等委員のうち瀬島仁志氏を常勤監査等委員として選定しております。常勤監査等委員を選定している理由は、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議への出席、会計監査人及び内部監査室と十分な連携を図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
8. 社外役員の他の法人等の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「(5) 社外役員に関する事項」に記載しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役を被保険者とした会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等の総額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬制度は、基本報酬と中長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬制度で構成されております。

当社は、取締役会において、役員の報酬等の決定方針を定めており、その内容は、当社グループの持続的な成長と社会的な存在価値及び企業価値の向上に資するよう、事業年度ごとに基本報酬と株式報酬の構成割合及び役位ごとの報酬額について、各役員の職務、実績等を総合的に勘案し、適切、公正かつバランスの取れたものとするにしております。

取締役（監査等委員であるものを除く）の個別の報酬等の決定方法については、当社及び当社グループの事業環境や経営状況等、各取締役の役割や職務の遂行状況等を的確に把握し、総合的に各取締役の報酬等の額を決定できるという理由から、監査等委員である独立社外取締役が出席する取締役会が判断し、委任を受けた代表取締役社長藤田一郎が、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各取締役に求められる職責及び実績等を勘案し、各取締役の適正な報酬額を決定する手続きとなっております。報酬額の決定に際し、客観性及び透明性を確保するため、事前に代表取締役社長藤田一郎から常勤の監査等委員である独立社外取締役に対して、各取締役の評価、報酬決定の背景等を説明する機会を設定しております。また、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定するものとしております。

当社の役員の報酬等の株主総会決議については、2016年3月25日開催の第1回定時株主総会において、取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬の限度額は年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与とは含まない）と決議され、当該株主総会時点の取締役（監査等委員であるものを除く）の員数は4名であります。また、同定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬等の限度額は年額50百万円以内と決議され、当該株主総会時点の監査等委員である取締役の員数は6名であります。

譲渡制限付株式報酬制度については、2020年2月13日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、上述の取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額とは別に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、外部専門機関の指導・助言を受け、議論を重ね、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）を対象

とする報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議し、2020年3月27日開催の第5回定時株主総会において、譲渡制限付株式取得の出資財産とするために支給する金銭報酬債権の総額を年額200百万円（ただし、使用人兼務取締役の使用人部分を含まない。当該金銭報酬債権の総額は、原則として3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して初年度に支給する場合を想定し、実質的には1事業年度あたり65百万円を超えない範囲での支給とすること、また、譲渡制限期間内に当社の取締役の地位から退任した場合には、譲渡制限を解除する株式数及び譲渡制限を解除する時期を合理的に調整するものとする）以内、割当てを受ける譲渡制限付株式の総数は80万株（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する）を上限とし、譲渡制限付株式の譲渡制限期間を3年間とする譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議され、当該株主総会時点における取締役（社外取締役及び監査等委員で取締役を除く）の員数は5名であります。なお、当該譲渡制限付株式報酬制度について、2023年3月24日開催の第8回定時株主総会において、金銭報酬債権の現物出資により発行又は処分される当社の普通株式の総数を年40万株以内、譲渡制限付株式の譲渡制限期間を1年間とすること等一部改定が決議され、当該株主総会時点における対象取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の員数は4名であり、また、2024年11月15日開催の臨時株主総会において、対象取締役に対する譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額200百万円以内から600百万円以内に、金銭報酬債権の現物出資により発行又は処分される当社の普通株式の総数を年40万株以内から120万株以内とし、対象取締役に対して交付する譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間について、「割当てを受けた日より1年間」から「割当てを受けた日より取締役会が1年間から3年間の間であらかじめ定める期間」とすることのほか、必要な改定が決議され、当該株主総会時点における対象取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の員数は3名であります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬額の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	66 (－)	38 (－)	28 (－)	28 (－)	3 (－)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	31 (31)	31 (31)	－ (－)	－ (－)	8 (8)
合 計 （うち社外取締役）	98 (31)	70 (31)	28 (－)	28 (－)	11 (8)

- (注) 1. 上記には、2025年3月27日開催の定時株主総会において就任した取締役（監査等委員を除く）1名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の支給員数は、無報酬の取締役2名を除いております。

3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 譲渡制限付株式報酬の総額は、当事業年度に費用計上した額であります。
5. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、2025年5月29日付で、譲渡制限付株式報酬として自己株式187,100株を処分しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）寺田正主氏は寺田法律事務所の代表であります。
- ・取締役（監査等委員）篠崎祥子氏はエスヴィータ株式会社の代表取締役社長であります。
- ・取締役（監査等委員）菅波希衣子氏はワッティー株式会社の代表取締役社長であります。
- ・取締役（監査等委員）儘田佳代子氏は儘田佳代子税理士事務所の所長であります。
- ・取締役（監査等委員）山下あや氏は株式会社アイクリエイトの代表取締役であります。
- ・取締役（監査等委員）三好真由美氏はリブラ司法書士事務所の所長及び東京ビザ専門行政書士法人の代表であります。
- ・取締役（監査等委員）濱谷美穂氏は東京ブライト法律事務所に所属する弁護士であります。

当社と各監査等委員の兼職先との間には特別な関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

(6) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

役職名・氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役(監査等委員・常勤) 瀬島 仁志	当事業年度において開催された取締役会34回のうち34回出席、監査等委員会13回のうち13回に出席し、報告事項や決議事項及び監査について、金融機関での主に欧米における長年にわたる豊富な国際経験、財務及び会計に関する知見、豊富なコンサルティング業務に関する経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく、適宜、必要な発言を行っております。
取締役(監査等委員) 寺田 正主	当事業年度において開催された取締役会34回のうち34回出席、監査等委員会13回のうち13回に出席し、報告事項や決議事項及び監査について、弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく、適宜、必要な発言を行っております。

役職名・氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役(監査等委員) 篠崎 祥子	当事業年度において開催された取締役会34回のうち33回出席、監査等委員会13回のうち12回に出席し、報告事項や決議事項及び監査について、他社における代表取締役としての会社経営の実績等、豊富な経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく、適宜、必要な発言を行っております。
取締役(監査等委員) 菅波 希衣子	当事業年度において開催された取締役会34回のうち34回出席、監査等委員会13回のうち13回に出席し、報告事項や決議事項及び監査について、他社における代表取締役社長としての会社経営の実績等、豊富な経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく、適宜、必要な発言を行っております。
取締役(監査等委員) 儘田 佳代子	当事業年度において開催された取締役会34回のうち33回出席、監査等委員会13回のうち12回に出席し、報告事項や決議事項及び監査について、税理士・米国公認会計士である企業会計に関する高い専門性と豊富な経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく、適宜、必要な発言を行っております。
取締役(監査等委員) 山下 あや	当事業年度において開催された取締役会34回のうち34回出席、監査等委員会13回のうち13回に出席し、報告事項や決議事項及び監査について、他社における代表取締役としての会社経営の実績等、豊富な経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく、適宜、必要な発言を行っております。
取締役(監査等委員) 三好 真由美	当事業年度において開催された取締役会34回のうち34回出席、監査等委員会13回のうち13回に出席し、報告事項や決議事項及び監査について、司法書士、行政書士である高い専門性と豊富な経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく、適宜、必要な発言を行っております。
取締役(監査等委員) 濱谷 美穂	当事業年度において開催された取締役会34回のうち34回出席、監査等委員会13回のうち13回に出席し、報告事項や決議事項及び監査について、弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく、適宜、必要な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 PwC Japan有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

項目	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	80百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	80百万円

(注) 1. 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、監査の適正性及び信頼性が確保できないと判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、利益配分については、年4回とすることを基本として、取締役会が都度決定することにしております。また、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。」旨定款に定めております。

配当金については、安定配当の継続を基本としつつ、業績及び財務状況、配当性向、内部留保などを総合的に勘案して決定することを基本方針としております。

このうち内部留保金は、経営基盤の強化を図るとともに、事業拡大の観点から成長が見込まれる分野への投資などに有効活用してまいります。

この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、普通配当3.50円に特別配当23円を加えて、1株当たり26.50円とすることを2026年2月13日開催の取締役会にて決議いたしました。これにより第1四半期配当、第2四半期配当、第3四半期配当と合わせた当期の年間配当金は1株当たり60.00円となりました。

なお、当期に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議	1株当たり 配当額(円)	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	基準日	効力発生日
2025年5月14日 取締役会	3.50	利益剰余金	158	2025年3月31日	2025年5月26日
2025年8月13日 取締役会	3.50	利益剰余金	165	2025年6月30日	2025年8月28日
2025年11月13日 取締役会	26.50	利益剰余金	1,255	2025年9月30日	2025年11月26日
2026年2月13日 取締役会	26.50	利益剰余金	1,255	2025年12月31日	2026年3月27日

(注) 本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨て、また、割合及び1株当たりの数値は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	35,643	流動負債	38,925
現金及び預金	11,511	買掛金	4,177
受取手形	467	短期借入金	23,000
売掛金	13,865	1年内償還予定の社債	500
電子記録債権	2,794	1年内返済予定の長期借入金	4,300
商品及び製品	2,173	未払法人税等	344
仕掛品	1,488	その他	6,603
原材料及び貯蔵品	927	固定負債	24,848
短期貸付金	910	社債	3,749
その他	1,756	長期借入金	17,225
貸倒引当金	△252	繰延税金負債	1,473
固定資産	49,415	退職給付に係る負債	47
有形固定資産	35,052	資産除去債務	251
建物及び構築物	8,931	その他	2,100
機械装置及び運搬具	4,956	負債合計	63,774
土地	17,499	純資産の部	
建設仮勘定	3,121	株主資本	20,477
その他	545	資本金	100
無形固定資産	1,597	資本剰余金	4,870
のれん	662	利益剰余金	17,099
その他	934	自己株式	△1,593
投資その他の資産	12,764	その他の包括利益累計額	265
投資有価証券	8,664	その他有価証券評価差額金	269
繰延税金資産	1,109	繰延ヘッジ損益	△3
その他	3,031	非支配株主持分	541
貸倒引当金	△40	純資産合計	21,283
資産合計	85,058	負債・純資産合計	85,058

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		86,987
売上原価		59,229
売上総利益		27,758
販売費及び一般管理費		24,747
営業利益		3,010
営業外収益		
受取利息及び配当金	66	
受取地代家賃	119	
為替差益	137	
持分法による投資利益	251	
匿名組合投資利益	246	
その他	312	1,133
営業外費用		
支払利息	536	
社債発行費	73	
支払手数料	180	
営業外減価償却費	9	
受取地代家賃原価	110	
その他	30	942
経常利益		3,201
特別利益		
固定資産売却益	5,758	
保険解約返戻金	5	
その他	27	5,791
特別損失		
固定資産売却損	30	
固定資産除却損	65	
投資有価証券評価損	405	
減損損失	807	
棚卸資産除却損	49	
退職給付制度終了損	6	
事業構造改善費用	253	
持分変動損失	20	
その他	18	1,658
税金等調整前当期純利益		7,334
法人税、住民税及び事業税	743	
法人税等調整額	42	786
当期純利益		6,547
非支配株主に帰属する当期純利益		16
親会社株主に帰属する当期純利益		6,530

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（2025年12月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	19,590	流動負債	42,212
現金及び預金	4,249	短期借入金	23,000
前払費用	287	1年内償還予定の社債	500
短期貸付金	14,898	1年内返済予定の長期借入金	4,300
その他	154	未払費用	127
		未払法人税等	0
		預り金	14,010
		その他	273
固定資産	55,369	固定負債	21,106
有形固定資産	2,749	社債	3,749
建物	630	長期借入金	17,225
工具器具備品	9	繰延税金負債	98
土地	2,109	その他	33
無形固定資産	201	負債合計	63,318
ソフトウェア	193	純資産の部	
その他	7	株主資本	11,544
投資その他の資産	52,419	資本金	100
投資有価証券	527	資本剰余金	9,516
関係会社株式	50,880	その他資本剰余金	9,516
長期貸付金	315	利益剰余金	3,521
その他	695	利益準備金	25
		その他利益剰余金	3,496
		繰越利益剰余金	3,496
		自己株式	△1,593
		評価・換算差額等	97
		その他有価証券評価差額金	97
		純資産合計	11,641
資産合計	74,960	負債・純資産合計	74,960

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		3,074
経営サポート料収入	1,059	
関係会社受取配当金収入	1,272	
不動産賃貸収入	742	
売上原価		491
売上総利益		2,583
販売費及び一般管理費		2,177
営業利益		405
営業外収益		
受取利息及び配当金	189	
投資事業組合運用益	23	
匿名組合投資利益	246	
営業外受託収入	51	
為替差益	145	
その他	1	
		657
営業外費用		
支払利息	543	
社債発行費	73	
支払手数料	180	
その他	0	
		798
経常利益		264
特別利益		
固定資産売却益	5,167	
関係会社株式売却益	325	
		5,493
特別損失		
固定資産売却損	25	
固定資産除却損	31	
関係会社株式売却損	17	
関係会社株式評価損	1,091	
		1,165
税引前当期純利益		4,592
法人税、住民税及び事業税	0	
法人税等調整額	1	
		1
当期純利益		4,590

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月25日

株式会社日本創発グループ

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鵜飼 千恵
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 島袋 信一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本創発グループの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本創発グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月25日

株式会社日本創発グループ

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鵜飼千恵
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島袋信一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本創発グループの2025年1月1日から2025年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

（1）監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

（2）会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告及び附属明細書の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月26日

株式会社日本創発グループ 監査等委員会

常勤監査等委員 瀬 島 仁 志 ⑤

監査等委員 寺 田 正 主 ⑤

監査等委員 篠 崎 祥 子 ⑤

監査等委員 菅 波 希衣子 ⑤

監査等委員 儘 田 佳代子 ⑤

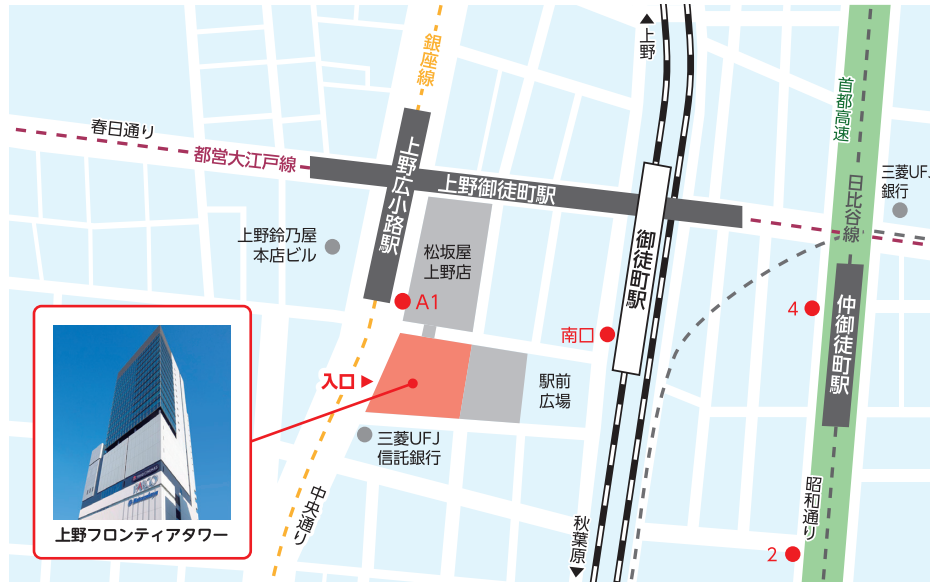
監査等委員 山 下 あ や ⑤

監査等委員 三 好 真由美 ⑤

監査等委員 濱 谷 美 穂 ⑤

以 上

株主総会会場ご案内図



上野フロンティアタワー14階 当社大会議室

〒110-0005 東京都台東区上野三丁目24番6号

電話 03-5817-3061(代)

交通：J R山手線 御徒町駅南口から徒歩3分
地下鉄銀座線 上野広小路駅A1出口から徒歩1分
地下鉄日比谷線 仲御徒町駅2番・4番出口から徒歩5分
※駐車場のご用意は、いたしておりません。

株主総会ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。